

平成30年度 幼児向け環境ワークショップ研修業務受託団体 募集要項

1 趣旨

地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けて、一人ひとりが環境のことを考え、環境に配慮したライフスタイルを実践することが求められています。

県では、幼児が楽しみながら環境問題についての関心を持つきっかけをつくること、また各幼稚園等の指導者（先生等）が環境ワークショップの手法を学ぶことを目的に、NPOやボランティア団体など民間の非営利団体（以下「NPO等」という。）による環境ワークショップ研修を実施します。

については、下記のとおり、当該環境ワークショップ研修を実施するNPO等を募集します。

2 発注方法

本事業は、NPO等から企画提案書を公募する提案競技方式により、事業実施団体（1～3団体程度）を選定します。

3 応募資格

原則として、次の基準を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

※参考（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。原則として、委託費は精算払となる。概算払が必要な場合は、別途県に協議すること。

(2) 提出書類

- ア 幼児向け環境ワークショップ研修業務 受託団体応募書 (様式1)
- イ 幼児向け環境ワークショップ研修業務 企画提案書 (様式2)
- ウ 団体調書 (様式3)
- エ 定款又はこれに代わるものの写し
- オ 前年度の事業報告書
- カ 前年度の収支計算書、及び貸借対照表又は財産目録
- キ 役員名簿 (様式4)
- ク 事業実施体制図
- ケ 団体目的等についての確認書 (様式5) (法人以外の団体のみ提出)
- コ 誓約書 (様式6) (法人以外の団体のみ提出)

* この募集要項 (応募用紙) は、県ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/youjiworkshop.html>)

(3) 応募方法

下記応募先に1部郵送又は持参してください。

応募に必要な書類の作成に要した経費や郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。なお、提出された書類は返還しません。

(4) 問合せ・応募先

大分県生活環境部 うつくし作戦推進課 うつくし作戦推進班
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
電話 097-506-3124
FAX 097-506-1749
e-mail a13060@pref.oita.lg.jp

8 委託先の決定

(1) 選考について

第1次審査 (書類審査)、第2次審査 (プレゼンテーションを含む) を経て1~3団体を決定します。

第1次審査の結果は、提案のあった全ての団体に文書でお知らせします。

第1次審査を通過した団体には第2次審査のご案内をいたします。

[※第1次審査結果通知…12月上旬頃予定]

第2次審査は有識者等で構成する選考委員会により行います。

会場は大分県庁舎を予定しています。

[※第2次審査結果通知…12月中旬頃予定]

(2) 審査基準 審査基準は以下のとおりです。

①第1次審査

審査項目	審査基準 (着眼点)
応募資格	・応募資格を満たしているか
企画趣旨	・公募の趣旨に合致した提案か
実現可能性	・提案は実現可能か (方法、期間、人的資源、活動実績等)
予算	・予算は概ね妥当か、予算の範囲内か

②第2次審査

審査項目	審査基準（着眼点）
業務遂行体制	・過去に類似の事業を実施したことがあるか
提案内容	・具体性があり、実現可能な計画になっているか ・経費の積算は妥当か ・事業実施による環境保全意識向上や指導力向上の効果が期待できるか
プレゼンテーション	・提案内容に具体性があるか。 ・事業実施に熱意があるか

(3) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

- ア 実施計画書等に虚偽の記載がある場合
- イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ウ その他、募集要項に違反した場合

9 委託契約の締結

委託先に決定した団体等（以下「受託団体」という）と県との間で委託契約を締結します。

- (1) 契約締結の前に、受託団体の提案をもとに、うつくし作戦推進課と打ち合わせを行います。その際、協議のうえ提案内容の一部変更をお願いすることがあります。
- (2) 委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、賃借料、人件費等）で、領収書等で確認できるものが対象となります。
なお、受託団体のメンバーによる会合等の飲食費や定期会報の発行、本事業と直接関係のない人件費、備品購入（2万円以上の物品）など団体の財産取得となる経費は原則として認めません。
- (3) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。
- (4) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払としますが、事業の進捗状況に応じて、事前に契約金額の1/2を限度に概算払することもあります。
- (5) 受託団体は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。

10 事業報告

受託団体には、実績報告を契約期間内に提出していただきます。

また、実績報告書提出時に経費証拠書類の写しを添付していただきます。

なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

11 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。

平成30年度「幼児向け環境ワークショップ研修業務」委託仕様書

1 委託業務名

「幼児向け環境ワークショップ研修」に係る業務委託

2 委託契約期間

契約締結の日（平成31年1月下旬を予定）から平成31年3月22日まで

3 事業の目的

幼児にとっては楽しみながら環境問題についての関心を持つきっかけとなり、各幼稚園等の指導者（先生等）にとっては環境ワークショップの手法を学ぶ研修となることを目的とする。また、収益金の活用をPRすることにより、レジ袋無料配布中止の取組の更なる推進を図っていく。

4 事業の内容

幼児が楽しみながら環境への理解を深めることができる自然体験・自然活動を必須とし、それ以外に環境保全意識の向上に繋がる体験プログラム(※)を実施する。

(※体験プログラムの例：自然素材のおもちゃづくり体験、エコに関するゲーム 等)

実施会場： 県内の幼稚園・保育所等（以下「実施園」という。）

開催時期： 平成31年1月下旬～3月中旬の間

開催回数： 1会場で2～3回開催（1回あたり1～2時間程度）

対象者： 就学前の幼児（幼稚園等の指導者も参加予定）

5 その他

- ・ 実施園では、他園の先生等も、指導者研修としてプログラムを見学できるようにする。